



鹿行ニュース No.21

令和 4年 6月 6日

鹿児島県行政書士会
鹿児島市与次郎2-4-35 KSC鴨池ビル202号室
(敷地内併設の駐車場は30分無料)
電話：099-253-6500 FAX：099-213-7033

会員各位

鹿児島県行政書士会
会長 鶴 信光

九州運輸局より令和4年5月20日付九運技管第20号の2・九運技技第91号の2より「特定記録等事務代行等委託要領の制定」について下記のとおり通知がきましたので、お知らせいたします。

九運技管第20号の2
九運技技第91号の2
令和4年5月20日

鹿児島県行政書士会会長 殿

九州運輸局長
(公印省略)

特定記録等事務代行等委託要領の制定について

標記について、別紙のとおり自動車局長から通知があったので了知されたい。

※「特定記録等事務代行等委託要領の制度」について、詳細及び様式のダウンロード等の際は、HPを公開されておりますので下記URLをご参照下さい。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000053.html

申請の受付は、管轄の各運輸支局になります。検査登録事務所では、委託事務を行っておりませんので、お問い合わせは、九州運輸局又は支局窓口へお願いいたします。

戸籍・住民票の請求は受任している事件・事務に関する業務遂行に必要な場合のみ職務上請求書を使用することができます。使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません。

作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。

暴力追放三ない+①運動「暴力団」を恐れない・に金を出さない・を利用しない・と交際しない+①